

感染症に関する出席停止期間のめやす

	対象疾病	出席停止期間のめやす	
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザを除く）	発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで ただし幼児（幼稚園児）においては、発症した後5日、かつ解熱した後 <u>3日</u> を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症：必要があれば、第三種の感染症として出席停止の措置をとることができるもの ※1			
第三種 その他の感染症※1	溶連菌感染症	感受性のある抗生物質投与後24時間以上経過し、全身状態が良好であれば、登園・登校可（ただし治療の継続は必要）	
	ウイルス性肝炎	A型肝炎は発症後もしくは黄疸出現後1週以上経過し、肝機能が正常で自覚症状が軽微になれば、登園・登校可 B型、C型肝炎の無症候性キャリアについては登園・登校は差し支えない	
	手足口病	著しい発熱がなく、摂食が可能であって、全身状態が良好であれば、登園・登校可	
	ヘルパンギーナ	摂食が可能であって、全身状態が良好であれば、登園・登校可	
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態に異常を認めなければ、登園・登校可	
	マイコプラズマ感染症	著しい発熱や咳嗽がなく、全身状態が良好であれば登園・登校可	
	流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	下痢嘔吐症状から回復した後、全身状態がよければ登園・登校可	
	アデノウイルス感染症	腸管感染	流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）に準ずる
		気道感染	咽頭結膜熱（プール熱）に準ずる
	RSウイルス感染症 帯状疱疹 単純ヘルペス歯肉口内炎 伝染性膿痂疹（とびひ）等	病状により学校医その他の医師において、 <u>登園・登校可と認めるまで</u>	